

昭和十三年八月三十一日

國立公文書館	
分類	(返) (W)
排架番号	3 A
	15
	46-3



渡支邦人取締状況
不良分子渡支取締方三關充件

46.3
TELEGRAPHIC ADVICE
10091
130

寫米三棲密合第三七七六號

渡支邦人取締狀況

(一) 渡支邦人取締ニ關スル通牒

昭和十二年八月三十一日

外務次官 堀内謙介

各地方長官殿

不良分子ノ渡支取締方ニ關スル件

從來支那ニ渡航スルニヘ旅券ノ必要ナク自由ナリシ處今回ノ日支事
務ニ關スルシ支那在留邦人ヘ多數引揚ケ其ノ遺留財產ニ對スル保護警
戒等モ行涉リ兼ヌル今日或ヘ殘留セル邦人ヲ煽動シテ事ヲ爲サント
シ或ヘ混亂ニ紛レテ一儲セントスル等ノ無賴不良ノ徒ノ支那渡航ハ
此際嚴ニ之ヲ取締ルノ必要アリ既ニ滿洲國及關東州ニ於テハ夫々之
力措置ヲ爲シ又關係在支帝國公館ヨリモ右取締方申起ノ次第アリタ

國立公文書館	
分類	
(返)	(再)
配架番号	3 A
	15
	40-3

ルニ付テハ追テ何分ノ機申進スル迄今後當分ノ間支那ニ渡航セントスル〔〕一般本邦人ニ對シテハ派遣官公署^{セイカク}別紙手續ニ依リ身分證明書ヲ發テル者ニ對シテハ派遣官公署^{セイカク}又公務ノ爲派遣セ給スルコトトシ右身分證明書ヲ有スルカ又ハ正式旅券ノ發給ヲ受ケタル者ノ外ハ支那ニ向ケ乗船セシメサル様御取扱相成度而シテ右身分證明書ノ發給ニ關シテハ前記ノ趣旨ニ依リ業務上又ハ家庭上其ノ他正當ナル目的ノ爲至急渡支チ必要トスル者ノ外ハ此際可成自發的ニ渡支チ差控ヘシムルコトニ御取扱相成以テ在支皇軍ノ軍後方地區ノ治安確保ニ協力相成様致度尙本件ノ趣旨ハ一般ニ周知方可然御取扱相成度右關係官廳トモ協議ノ上依命此段申進ス

(四) 支那渡航取扱手續

一、日本内地及各殖民地ヨリ支那ニ渡航スル日本人（朝鮮人及臺灣籍民チ^{シタマツ}）ニ對シテハ當分ノ間居住地所轄警察署長ニ於テ甲號様式ノ如キ身分證明書ヲ發給スルモノトス

但シ制服着用ノ日本軍人軍屬ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ身分證明書ハ公務ノ爲派遣セラルル官吏其ノ他ノ者ニ對シテハ派遣官公署ニ於テ乙號様式ニ依リ之ヲ發給スルモノトス二、警察署長第一項ノ身分證明書ノ下付願出アリタルトキハ本人ノ身分、職業、渡航目的、要件、期間等ヲ調查シ左ノ通取扱フ
(1) 素性、經歷、平素ノ言動等不良ニシテ渡支後不正行爲ヲ爲スノ虞アル者ニ對シテハ身分證明書ヲ發給セズ

(2) 業務上家庭上其ノ他正當目的ノ爲至急渡支チ必要トスル者以外ノ者ニ對シテハ可成自發的ニ渡支チ差控ヘシムルモノトス三、出發港所轄警察署長ハ第一項ノ身分證明書又ハ帝國政府發給ノ旅券ヲ有スル者ニ非ラサレハ支那ニ向ケ乗船セシメサルモノトス四、本身分證明書ノ發給ニ對シテハ手數料ヲ徵收セス

五、本手續ハ支那行外國旅券ノ發給ヲ妨クルモノニ非ス
六、本手續ハ支那現地ノ事態ノ許ス限り可及的速ニ之ヲ解除スルモノ

トス

但シ第三項ニ關スル限り昭和十二年九月十日ヨリ之ヲ施行スル
モノトス

甲號様式

本籍	身分證明書
現住所	氏生年月名
職業	右證明ス
一、支那へ渡航チ必要トスル目的、理由、期間	
昭和十二年 月 日	
警察署長官氏名印	

乙號様式

身分證明書	官職	生年月名
一、支那へ渡航チ必要トスル目的、用務		
右證明ス		
昭和十二年 月 日		
(派遣官公署) 官職 氏名印		

(二) 渡支邦人取締ノ實情

(1)

一般旅就者ノ取締ニ關シテハ住所地所轄警察署長ニ於テ身分證明書發給及更正ニ係シ過去ノ經歷其他ニヨリテ判断シ

素行不良者、犯罪者

漫然渡航セントスル者